

JHF および都道府県連盟のプライバシーポリシー規約

制定 2007年6月14日 総会

改正 2018年6月18日 総会

(制定の趣旨)

第1条

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下、JHF という)およびその正会員である都道府県連盟は「個人情報保護の為の法律」に基づき本規約を制定します。

(個人情報の収集)

第2条

個人情報をご提供いただくのは、以下のような場合です。

- (1) JHF フライヤー会員登録を行う場合。
- (2) JHF 技能証の申請、更新を行う場合。
- (3) 電子メールなどを受信する場合。

(個人情報の利用目的)

第3条

ご提供いただいた個人情報を以下のような目的で利用いたします。

- (1) JHF および都道府県連盟から会員への各種ご連絡を行う場合。
- (2) JHF および都道府県連盟からの各種情報を電子メール及び郵送のDM(若しくは葉書等)にてご提供させていただく場合。
- (3) JHF および都道府県連盟へのお問い合わせに適切に対応させていただく場合。
※お問い合わせいただいた内容に関しては、個人名やメールアドレスなど、第三者からは特定個人を識別出来ない形で、サイト上に掲載させていただく場合がございます。
- (4) アクセスログの情報を元に、ウェブサイトの状況等を分析する場合。
- (5) アクセスログの情報及び分析結果を第三者に(ニュースレター・セミナー等)で公開する場合

※アクセスログで取得している情報は、単体で特定個人を識別出来るものではありません。また、他の個人情報とあわせることにより、個人を特定しうる要因となる情報に関しては、全て伏せた状態で公開する場合がございます。

(個人情報の管理)

第4条

JHFおよび都道府県連盟は、ご提供いただいた個人情報を、正確かつ最新の状態に保つよう、充分注意を払います。また、不正アクセス・その他等の行為による紛失・破壊・改ざん・漏洩等が無いよう、適切に管理いたします。

(第三者への情報提供)

第5条

ご提供いただいた個人情報は、あらかじめご本人様の同意を得ることなく、第三者に開示することはありません。

ただし、以下のような場合にのみ、個人情報を第三者へ提供させていただくことがございます。

- (1) 法令により個人情報の開示が求められた場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 会員またはJHFの権利の確保のために必要であるとJHF理事会が判断した場合。
- (5) 業務遂行に必要な限度で個人情報の取扱いを委託する場合。

※個人情報を共有する可能性のある業務委託・業務提携先一覧（別表1）

(個人情報の開示・訂正・削除（利用停止）)

第6条

JHFで個人情報を管理している方の情報については、所定の手続きにより、以下の請求を行うことが可能です。

- (1) 保有している自己の個人情報の開示請求。
- (2) 保有している自己の個人情報の訂正請求。
- (3) 保有している自己の個人情報の削除請求。

個人情報の削除及び退会の依頼はお手数ですが、JHF事務局まで御連絡下さい。

※個人情報の種類により、ご本人様確認をさせていただく場合がございます。ご了承ください。

(プライバシーポリシー規約の改廃)

第7条

本プライバシーポリシーの改廃はJHF総会の議決を経て実施することができます。
改正された場合、その都度JHF広報手段を通じて通知させていただきます。

附 則

この規約は2007年6月14日に制定する。

この規約の改正は2018年6月18日から実施する。

また別表1についての変更は都度理事会承認にて行う事とする。

別 紙

参考資料

個人情報保護に関する法律 抜粋

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

(1) 利用目的の特定、利用目的による制限 (15条、16条)

個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止

(2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等 (17条、18条)

偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止

個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表

本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示

(3) データ内容の正確性の確保 (19条)

利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保

(4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督 (20条～22条)

個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する 必要かつ適切な監督

(5) 第三者提供の制限 (23条)

本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止

本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能

委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさない

法律解釈

都道府県連盟は「特定の者との共同利用」となりますので情報の共有は可能です。

